

令和 7 年度
第 2 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 7 年 5 月 12 日開会

高松市農業委員会

令和7年度第2回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和7年5月12日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所 11階 114会議室

出席委員 18人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 23番 谷本 寛昇

欠席委員 6人

- 10番 赤松 貞廣
- 15番 藤澤 鶴夫
- 18番 中田 茂富
- 22番 橋田 行子
- 24番 奈良 稔
- 25番 山田 憲一

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 塚原 雅樹
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 山崎 博司
- 副主 幹 浮田 政宏
- 副主 幹 金田 篤宗
- 主 査 溝渕 勝久
- 主任主事 栗永 亘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による
開発計画に対する意見について

議案第11号 農地転用許可に係る高松市農地関係事務処理要領の一部改正並びに農地
法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要
領の一部改正について

議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第13号 高松市地域計画の変更に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和7年度第2回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中18人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、10番赤松委員、15番藤澤委員、18番中田委員、22番橋田委員、24番奈良委員、25番山田委員の6名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び9番岩部委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。議案書1ページをお開きください。

1番から4番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次の議案書2ページを御覧ください。

5番から7番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、転用目的のため、農地法第3条による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請使用貸借の2番に関連しています。

次の議案書3ページを御覧ください。

9番から11番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、労力不足のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

2番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、原状復旧の返還条件があります。現地調査の結果、現況は問題ありませんでした。

3番は、耕作目的のため、農地法第3条による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。借人が貸人から申請地外1筆について無償譲渡を受けることになっており、3条許可申請所有権の2番に関連しています。

4番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

議案書5ページを御覧ください。

5番、6番、7番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

なお、6番については、3条許可申請所有権の20番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について11件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題いたします。

栗永主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されますが、高齢により耕作することが困難となり、将来の生計を維持するため、安定した収入確保が必要となったことから、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父からの相続手続の際に、農地転用許可を得ずに使用していたことが判明したことから、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が7.78平方メートルあります。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されますが、近隣住民より駐車場が不足しているため、貸し出して欲しいとの要望があり利用していましたが、相続手続の際に農地転用許可を得ずに利用していることが判明したことから、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年頃に造成済みですが、追認許可を受けるものであり、隣接農

地所有者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地として区分されますが、父が現在の住宅を建築した際、近隣所有農地への機材の搬入や収穫物の搬出等、農作業に要する通路が必要となり造成していたことが判明し、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和5年頃に造成済みで、追認許可を得るものであり、隣接農地は所有者農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地として区分されますが、住宅及び物置を建築した際に、農業用機械の保管や出し入れ等に不便が生じ、転用許可を得ないまま宅地を拡張し利用していたため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成12年頃に造成済みですが、隣接農地申請者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が498.00平方メートルあります。

6番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接地を農地として利用していた頃に、農作業の効率化を図るため、進入路と利用していたものを、隣接地の宅地化後もそのまま進入路として利用していたため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和28年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築した際に、防犯のためブロック塀の設置が必要となり、農地へ越境して敷地を拡張し利用していたことから、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が424.10平方メートルあります。

8番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性向上のため、周辺農地所有者と共に水路の整備をしたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年頃に造成済みであり、追認許可を得るものであり、隣接農地所有者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、発電出力49.5キロワット、パネル面積2.58平方メートルを148枚、設置する太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高齢となった申請人が、昨今の物価高騰により今後の安定した収入を得るため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地申請者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地として区分されますが、農業用倉庫を建築し、主に農業用機械等を収納して利用していましたが、母屋が手狭なことから、居間や趣味の部屋としても利用していたものを是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和58年頃に建築済みで、追認許可を得るものであり、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が668.17平方メートルあります。

11番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、今般、農地の購入にあたり所有農地を調べていたところ、住居建築の際に、農地へ越境して建築していたことが判明したことから、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年頃に建築済みで、追認許可を得るものであり、隣接農地所有者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が191.00平方メートルあります。

12番は、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、漁業を営む申請者が、稚魚の養殖販売のための倉庫を建築して利用していましたが、その後、物置として利用していたため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成2年頃に建築済みで、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が174.97平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について12件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号については許可することに決定いた

しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について議題とします。事務局の説明を求めます。

溝淵主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、令和7年2月20日付けで、店舗、露天展示場・駐車場用地として、農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしておりましたが、この度、転用計画の変更により許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

溝淵主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、令和7年2月10日付けで、宅地分譲用地3区画として転用許可を受けていましたが、土地購入者の要望により、区画数を3区画から2区画に変更し、併せて、工事期間を変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、令和4年6月8日付けで、露天資材置場・貸資材置場用地として転用許可を受け、その後、令和5年12月5日付及び令和6年4月10日付けで、事業計画変更承認を受けておりましたが、今回、転用区域を拡張し、併せて工事期間を延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

5条許可申請所有権18番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、岩部委員と私の2名で、本日午前中に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転2件です。

2番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、所有権移転1番を私が、2番を岩部委員から報告します。

それでは、別紙の5条特別議案書、所有権を御覧ください。

1番は、申請地は、ことでん琴平線仏生山駅北東200メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地は、鉄道の駅も近く、周辺では商業施設が充実していることから、生活及び市内中心部への通勤・通学に便利で、潜在的に宅地購入需要の高い地域内にあります。営業活動から得た周辺での住宅建築を計画する顧客の要望に応えるため申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められますが、隣接農地関係者の一部は、転用に反対していないものの同意書に押印はできないとのことで、転用申請者からは、転用することにより周辺に被害が生じた場合は、当事者間で誠意をもって解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し付け替える農道水路を含め、併用宅地等が658.03平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。私の説明はここまでとし、2番からは、岩部委員が説明します。

岩部委員 現地調査委員の岩部です。

議案番号2を御覧ください。

2番は、申請地は、高松市立円座小学校南西350メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、最近の営業活動から、市内南西部での住宅購入顧客を多数得ており、要望に対応しようと候補地を比較検討していたところ、申請地の北側100メートルほど一帯は都市計画用途地域で、同業者の開発した大型住宅団地が完売し、閑静な住環境に在り、ことでん琴平線円座駅、国道32号線も近く、市内中心部への移動も便利で、最近の顧客が求める約250平方メートルを超える広い宅地敷地が計画できる用地であることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併用する水路、農道等が177.19平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転2件です。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、社会福祉事業を行う法人が、身障者就労施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が101.85平方メートルあります。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、宅地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が44.54平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

4 番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

5 番及び6 番は、不動産業を営む法人が、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して、北側が県道国分寺太田上町線に面し、国道32号線からも近く、資材の搬出入に便利であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面の都合により、取得後、関連法人へ貸し付けるものです。

7 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

8 番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存宅地と一体的に利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が314.23平方メートルあります。

9 番は、自動車の販売業を営む法人が、業績が右肩上がり、受注件数に対して既存の保管施設が手狭となったため、事務所兼倉庫、車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は、既存店舗に隣接しており、利用及び管理がし易く、一体的な利用ができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が2,728.61平方メートルあります。

10 番は共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は日常生活に必要な施設等が整い、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11 番は、申請地の周辺で駐車場の要望があることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

12 番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

13 番、14 番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15 番は、板金業を営む法人が、事業の拡大に伴い、現在の事務所が手狭となり、事務所を移転するため、新たに事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の保有施設にも近く、事業連携の強化及び業務効率の向上が期待できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

16 番は、15 番の転用者が、事業の拡大に伴い、現在の工場では生産設備が手狭となり、新たに工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の保有施設及び移設後の事務所にも近く、また、市道にも面しており、車両への搬出入が容易で、利便性が高いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

17 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が 109.18 平方メートルあります。

18 番は、露天資材置場・貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道国分寺中通線に近く、交通のアクセスが良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用農道が 27.72 平方メートルあります。

5 条許可後の事業計画変更 2 番と関連しています。

19 番は、進入路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、建築予定の住宅に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用水路等が 23.90 平方メートルあります。

5 条許可申請使用貸借 3 番と関連しています。

次のページを御覧ください。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 19 ページを御覧ください。

1 番は、建築工事業等を営んでいる法人が、申請地の近くで受注している建設工事をするのに際し、工事期間中の仮設事務所・露天駐車場用地として、令和7年6月1日から令和8年2月28日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、建設現場から近く、南側が市道に面し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、管工事業等を営む法人が、事業拡大のため新たな資材置場が必要となったため、露天資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して市道に面し、交通のアクセスが良く、事務所からも近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 27 年に造成済みですが、今回、追認許可を得るもので、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が 336.89 平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 20 ページを御覧ください。

1 番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、義父所有の農地を借り受けて、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、昭和 32 年に造成済みですが、今回、追認許可を得るもので、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 13.17 平方メートルあります。

2 番は、現在、借家住まいで、子どもの成長に伴い、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、実家からも近いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18 条 6 項通知 8 番と関連しております。

3 番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、祖父母の家も近く、農作業の手伝いができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用水路等が 23.90 平方メートルあります。

5 条許可申請所有権 19 番と関連しております。

以上、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案、所有権 17 件、賃借権 2 件、使用貸借 3 件、計 22 件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。

なお、議案第7号のうち、所有権24番は、真鍋俊二委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、真鍋俊二委員に退室いただいた上で、他の案件に先立ち、本件の審議をお願いいたします。

事務局は、真鍋俊二委員の退室を誘導してください。

＜真鍋俊二委員 退室＞

それでは、所有権24番について、事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転のうち、議案番号24番について御説明申しあげます。

議案書26ページを御覧ください。

24番は、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、所得後は野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転24番について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権24番について、許可することに御異議ありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権24番については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、所有権24番については許可することに決定いたしました。

それでは、事務局による真鍋俊二委員の入室誘導をお願いします。

＜真鍋俊二委員 入室、着席＞

引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、その他の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書21ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、2番は野菜を、3番は米麦を栽培するものです。

4番、5番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後、4番は水稻と麦を、5番は果樹と季節野菜を栽培するものです。

議案書22ページを御覧ください。

6番は、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組で、農林水産省と厚生労働省が連携して推奨する農福連携対策事業を実施している借人である譲受人が、経営規模の拡大を目指して、農地を取得するもので、取得後は野菜と果樹を栽培するものです。

この案件は、譲受人の法人が社会福祉法人のため、農地法第3条第2項ただし書、農地法施行令第2条第1号ハの規定に該当し、審査基準のうち、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件の例外扱いとなりますが、これら以外の許可要件は満たしております。

なお、使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は花木、オリーブ、果樹を栽培するものです。

議案書23ページを御覧ください。

8番、9番は、相続により親族間で共有となっている農地の共有持ち分を解消するため、それぞれの持分を相互に所有権移転して単独名義にするものです。取得後、8番は春野菜等を、9番は大根、空豆を栽培するものです。

10番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は大豆等の野菜を栽培するものです。

11番は、譲渡人の労働力不足や農業廃止を事由として、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はブロッコリー、ジャガイモを栽培するものです。

12番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は茶葉を栽培するものです。

議案書24ページを御覧ください。

13番は、所有者の経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

14番、15番は、所有農地が、特定建築条件付売買予定地用地として、特別議案2番の5条転用により減少するため、譲受人が隣接農家である譲渡人から耕作面積を回復するべく無償取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

16番、17番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

議案書25ページを御覧ください。

18番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

19番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はミカンを栽培するものです。

20番は、遺言による贈与を受けた譲受人が取得するもので、取得後は、玉ねぎ、ブロッコリーを栽培するものです。

使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

21番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

なお、土地の全部事項証明書の権利部乙区欄に、1番貸借権移転仮登記をしている譲受人が取得するものです。

議案書26ページを御覧ください。

22番は、母から贈与を受けた譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

23番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定について御説明いたします。

議案書の27ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が、10年間使用貸借するもので、取得後は花卉（ラナンキュラス）を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転24件、使用貸借1件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案第8号を御覧ください。

1番は、昭和60年頃から、隣接農地の通作、取・排水の利便性向上のため、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、平成7年頃から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、同事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題とします。
事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

令和7年5月7日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題の無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について御説明いたします。

1ページの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が、各地区順に記載されております。

7ページに、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び面積が記載されており、合計件数が45件、合計面積が43,471.66平方メートルでございます。

以上、議案9号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第9号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料2の表紙裏面の1ページを御覧ください。

令和7年4月8日付けで、高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、2ページのとおり、令和7年3月24日付けで、開発事業者から香川県知事宛に土地

開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、土地開発行為の目的は、土砂採取、土砂採取後に資材置き場として利用するものです。

開発行為を行う場所は高松市西植田町字上長谷5210番 1 外11筆及び農道、水路で、面積は0.9975ヘクタールでございます。

この度の変更協議は、開発区域の変更（増加）及び令和8年11月10日まで実施予定期間の延長を行うものです。

開発計画の内容は、当初計画と変更がなく、切土・盛土の施工及び防災施設として、水路、沈砂池、のり面緑化の施工を計画しているものです。

4ページから6ページに、位置図を付しています。

7ページ以降には、土地利用計画図、縦横断面図を付しています。

本案件は、令和7年4月23日（水）に、西植田地区担当委員2名と事務局担当者1名、合計3名で現地調査を行い、3ページの土地開発行為を行う土地のうち、高松市西植田町字上長谷5212番1、5212番2、5215番2 地目 田の3筆については、令和3年11月30日付け高農委第51(11)27号にて、露天資材置き場用地を目的として、農地法第5条第1項の規定に基づく許可済み地であることを確認しております。

地区部会で協議した結果、「開発計画において、農地法に係る許可等の必要はないものの、開発区域の下流域には農地が存在することから、開発行為に当たっては、農地及び農業用施設に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じていただきたい。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見決定し、回答することにいたします。

次に、議案第11号 農地転用許可に係る高松市農地関係事務処理要領の一部改正並びに農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第11号 農地転用許可に係る高松市農地関係事務処理要領の一部改正について御説明申しあげます。

資料3-1を御覧ください。

（1）は、農地転用許可が不要の場合について、市が地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載し、当該認定農業者が当該農業用施設に供するため、所有農地を転用する

場合及び農地等を取得する場合が追加されるものです。

なお、この特例を適用するに当たっては、農業委員会等により、当該農業用施設の設置が、周辺の農地に係る営農条件に支障がないと認められる必要があり、そのための手続きが定められました。

(2)は、申請書の添付書類のうち、公図及び転用面積が2,000平方メートルを超える場合等に行政指導として求めている隣接同意書について、農道又は水路を介在する場合も対象地に含まれることとなりました。

(3)は、認定経営発展法人の所有する農地について、権利移動等がある場合、当該法人が譲渡人となる申請にあつては、添付書類として農林水産大臣による認定があることを証する書面を求めることとなりました。

(4)は、農業委員会による意見書を改正し、地域計画に関する確認処理を追加するものです。

(5)は、その他様式番号ずれに伴う改正等を行うものです。

続いて、資料3-2 農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正について、御説明申しあげます。

浮田副主幹 続きまして、農地法第3条第1項の許可に係る審査基準、及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正の概要について御説明申しあげます。

資料3-2を御覧ください。

1 改正内容、(1)農地法第3条第1項の許可に係る審査基準の改正についてです。

① 法第3条第2項各号の審査基準の、ア 第1号規定のいわゆる「全部効率利用要件」を判断する際の事項として、農作業従事者の配置の状況及び農地法その他の農業に関する法令の遵守状況を追加します。

このうち農作業従事者の配置の状況とは、農地の譲受人が複数市町で農業経営を行う場合、農作業従事者の人数だけでなく、従事者ごとの作業従事場所についても申請書に記入することが求められています。

また、農地法その他の農業に関する法令の遵守状況とは、農地を取得する者が現在所有している農地や借入している農地について、農地法における耕作放棄地や無断転用地が無いか、農振法における無許可開発が無いか、その他法令違反が無いか等、更に過去に3条で農地を取得した後、一度も耕作を行わず、取得から3年以内に転用や転売した農地について申請書に記入することが求められています。

これらに該当があり、全部効率利用要件を満たしていないと農業委員会が判断する場合は3条の許可ができないことになります。

イ 農地所有適格法人において農業関係者がその株主総会における総議決権の過半を占めなければならない株式として、あらかじめ定款で定めた決議事項に関して拒否権を行使できる種類の株式を追加するとあります。この意味するところは、現行の審査基準では、農地所有適格法人においては「農業関係者がその株主総会における総議決権の過半を占めなければならない」と規定されていますが、もしその法人が、会社法第108条第1項第8号に規定する「拒否権付種類

株式」を発行している場合、通常の株主総会の議決よりも、拒否権付種類株主総会の決定の方が優先されることから、拒否権付株主総会においても農業関係者が過半を占めていることが必要条件となるということです。

なお、本規定には経過措置が定められているため、改正前の審査基準における農地所有適格法人において、この審査基準の施行の際に、拒否権付種類株主総会において農業関係者が総議決権の過半を占めていない場合は、審査基準の施行日から起算して1年を経過する日までの間に本要件を満たすようにする必要があります。

次に、(2)農地法第3条関係事務処理要領の改正について御説明申し上げます。

① 申請書及び添付書類の ア 添付書類のうち、土地及び法人の登記事項証明書は登記情報提供サービスを利用して取得した照会番号付き登記情報で代替できる旨を明記するとあります。このことについては、実務上は既に運用を開始しておりますが、申請書に添付する登記事項証明書は、インターネット経由で、登記情報提供サービスを利用して取得した照会番号付き登記情報で代用できるというものです。

イは、(1)の審査基準の改正に伴い、申請様式が次のように追加、変更されます。個々の説明は省略させていただきます。

② 上記の申請様式の改正により、申請手続、審査手順を変更します。

③ 第3条の3の規定による届出には、法令上、添付書類は必要とされていないにもかかわらず、事務処理要領に「添付書類に不備がないか確認する」という文言があったので、この部分を削除します。

④ その他は、本文及び各様式における字句の整備等です。

最後に、2の施行期日等ですが、(1)この審査基準は令和7年5月12日から施行します。

(2)経過措置として、改正前の様式による用紙は、当分の間修正して使用することができるものとします。

(3)改正後の許可基準、事務処理要領の全文については、近日中に高松市農業委員会事務局窓口に備え付ける予定です。

議案第11号 農地転用許可に係る高松市農地関係事務処理要領の一部改正並びに農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正についての説明は以上です。御審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号 農地転用許可に係る高松市農地関係事務処理要領の一部改正並びに農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 農地転用許可に係る高松市農地関係事務処理要領の一部改正並びに農地法第3条第1項の許可に係る審査基準及び農地法第3条関係事務処理要領の一部改正については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎管理係長 議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、令和7年4月17日付けで公益社団法人香川県農地機構理事長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見を求められているものです。

なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和7年6月27日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり異議のない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に議案第13号 高松市地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農林水産課 松良主幹 議案第13号 高松市地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料5を御覧ください。

本件は、地域農業経営基盤強化促進計画の変更公告後、同計画内の農用地等のうち農振除外及び農地転用する場合は、改めて同計画から除外し、同計画を変更する必要があります。そのため、令和7年5月9日付けで、地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、意見を求めているものです。

1枚目の裏面に、地域計画（案）地区一覧表を添付しており、地区名と頁数を記載しています。同計画は、全部で30プランあり、各農業委員に貸与しているタブレットのLINEWORKSに各地区の同計画（案）及び目標地図（案）を掲載しています。

また、2枚目以降については、同計画から農振除外及び農地転用のため除外する農用地一覧

表になります。表の左から地区名、町名、地番、枝番、地目、登記面積、除外面積、利用目的及び変更理由を記載しています。

以上、議案第13号 高松市地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

期間としましては、令和7年4月4日から同年5月2日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、4月議決分といたしまして4条が11件、5条が13件、合計で4条が11件、5条が16件です。

許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、4月議決分といたしまして4条が2件、5条が17件、合計で4条が2件、5条が27件です。

取下げにつきましては、5条関係の3月分で、1件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

まず、1ページを御覧ください。

4条関係で、令和7年4月議決分の4番、14番が、道路工事承認未了、用途廃止により許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

5条関係で、令和6年8月議決分の所有権26番が、表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外公共物占用により、許可保留となっております。

次に、令和6年11月議決分の所有権6番、13番、16番、表の右端欄のとおり、それぞれ、道路工事承認未了、法定外公共物占用、開発許可により、許可保留となっております。

次に、令和7年2月議決分の所有権6番が、表の右端欄のとおり、造成未了により、許可保留となっております。

次に、令和7年3月議決分の所有権2番、3番、及び13番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外公共物占用、用途廃止により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

同じく、3月議決分の所有権20番、27番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外公共物占用により、許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

令和7年4月議決分の所有権1番、5番、6番、7番、9番、10番、11番、12番、15番、16番が、表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外公共物占用により、許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

令和7年4月議決分の所有権17番、21番、23番、賃借権1番、及び使用貸借1番、2番、5番が、表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外公共物占用、造成未了、用途廃止により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和7年度第2回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時53分 閉会